

<報道発表資料>

E-mail: a3770-11@pref.saitama.lg.jp

カテゴリー:募集

令和7年10月20日

**「埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設」の
ネーミングライツパートナーを募集します！**

埼玉県では、地域産業の振興や地域住民の活動・交流の促進を図るため、春日部市と共同で東部地域振興ふれあい拠点施設（現愛称：ふれあいキューブ）を設置しています。

このたび、地域の振興や施設の維持管理等に活用する新たな財源を確保するため、「東部地域振興ふれあい拠点施設」の愛称の命名権者（ネーミングライツパートナー）を募集します。

1 対象施設

施設名 埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設（現愛称：ふれあいキューブ）

所在地 埼玉県春日部市南一丁目1番7号

施設概要 県及び春日部市が共同し、地域産業の振興や地域住民の活動・交流の促進を目的に整備した複合施設

指定管理者 株式会社コンベンションリンケージ

（令和3年4月1日から令和8年3月31日まで）

2 応募資格

愛称の命名権者として、県及び春日部市と契約締結を希望する法人その他の団体又はそれらにより構成されたグループ

3 契約希望期間

契約の締結日から令和13年3月31日まで（令和8年1月中の契約を予定）

4 契約希望金額

消費税及び地方消費税を除き、会計年度ごとに3,000,000円*以上

*県、市が定める割合（県：60.88 市：39.12）で金額を按分

5 募集期間

令和7年10月20日（月曜日）から令和7年11月25日（火曜日）まで

なお、募集の詳細については、以下のURLを御覧ください。

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0803/tobufureai_nr.html

6 留意事項

ネーミングライツは施設の愛称となります。命名に関する主な条件は以下のとおりです。

- ・ 法人等が付与する名称は、施設の愛称であることから、条例で定める施設の名称(埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設)の変更は伴いません。
- ・ 愛称の表示に当たっては、正式名称を併記する場合があります。
- ・ 愛称の一部に「ふれあいキューブ」を用いてください。